

【令和8年用】 新規申請書提出要項

岡山市(水道局及び市場事業部を除く)が発注する入札(見積)に参加を希望する方は、次により申請書を提出してください。

〔注意：未更新のため有資格者名簿から削除された方で更新期限月の翌月から起算して10か月を経過しない場合は新規申請書ではなく更新申請書を提出してください。〕

対象部門：「建設工事」、「測量、建設コンサルタント業務等（以下「コンサル」という。）」、「役務」、「物品」、「食料品」

1 次の各号のいずれかに該当する者は入札参加資格審査の申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 申請月の直前12^{ツキ}月以降に創業し、又は当該法人を設立した者
〔例：2月受付の場合、前年の1月末までに創業していれば申請可能です。〕
営業の承継がある場合は事前に相談してください。
- (3) 岡山市税（当該岡山市税に係る徴収金を含む。）を完納していない者
- (4) 営業に関し法令上必要な免許、許可、登録等を受けていない者
- (5) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）に該当する者及び同事項について第2条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当する者
- (6) 「建設工事」に申請する場合は、経営事項審査（建設業法第27条の23）を受けていない者又は申請時及び名簿登載時に有効なものを含む連続する2期分の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書のいずれかにおいて、平均完成工事高のない者

2 申請方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

- ・ 該当する申請期間中に届くように、期間を厳守（必着）してください。
※ 申請期間を過ぎて届いた場合、および申請期間より前に提出された場合は受付できませんので、返却または破棄させていただきます。必ず申請期間内に提出してください。
- ※ 申請書送達の確認は、各追跡サービス等をご利用ください。（受付完了の通知等は行っておりません。）
- ・ 封筒の表面に、「新規申請書」在中と朱書きしてください。
- ・ 複数の部門を同時に申請する場合、共通する書類は1通でかまいません。

3 申請期間

下表に掲げる申請期間とします。

申請期間（必着・消印無効）	申請できる者
令和8年 2月2日（月）～令和8年 2月13日（金）	令和7年 1月31日以前に創業又は設立した者
令和8年 5月1日（金）～令和8年 5月15日（金）	令和7年 4月30日以前に創業又は設立した者
令和8年 8月3日（月）～令和8年 8月14日（金）	令和7年 7月31日以前に創業又は設立した者
令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）	令和7年10月31日以前に創業又は設立した者

※ 上記期間以外の申請は一切受け付けませんので、厳守してください。

※ 同月に、今回の申請とは別の部門の更新申請を行う場合は、更新申請と一緒に提出してください。

4 申請場所・問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目1番1号（本庁舎5階） 岡山市財政局財務部契約課
〔担当〕 管理係 電話 086-803-1194（直通） F A X 086-803-1736

5 審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は各部門の有資格者名簿に登載されます。
なお、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載をもって審査結果の通知といたしますので、ご確認ください。

（掲載日：申請月の翌々月1日）

〔有資格者名簿の掲載場所〕 岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>
事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

6 名簿登載期間等

・ 有資格者の名簿登載期間・・・申請月の翌々月1日から次回更新期限月の末日まで

※更新期限月とは、本市に登録される決算日の翌月から起算して1年7か月目のことをいいます。

※更新期限月に毎年、更新申請をすることにより、資格の継続及び建設工事格付等の更新が行われます。

申請方法、申請期間及び提出書類等は岡山市ホームページでご確認ください。

7 提出書類

N0	提出書類	対象	摘要
◎	申請書預り票	全業者	・ 指定様式「申請書預り票」に必要事項を記入 ※ 受付時にお返しします
1	債権者登録申請書 (原本)		・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入, 押印 (または署名) ※ 複数の部門に同時に申請する場合で, 部門により契約締結先が異なる場合は, 契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登録されており, 契約締結先が同じ場合は, その部門も含めて該当分類欄を記入
2	新規申請書及び誓約書 (原本)		・ 指定様式「新規申請書及び誓約書」に必要事項を記入, 押印
3	暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書) (原本)		・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書)」に必要事項を記入, 押印
4	使用印鑑届 又は 委任状 (兼使用印鑑届) (原本)		・ 申請内容に応じて, いずれか一方を提出 ・ 入札, 契約の締結等を委任しない (本社で契約等すべてを行う) 場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入, 押印 ・ 入札, 契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状 (兼使用印鑑届)」に必要事項を記入, 押印 ※ 複数の部門に同時に申請する場合で, 部門により契約締結先が異なる場合は, 契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登録されており, 契約締結先が同じ場合は, その部門も含めて該当部門欄を記入
5	印鑑証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 法人の場合は法務局で取得してください ※ 個人業者の場合は代表者について, 住民登録のある市町村で取得してください (注) 申請月から3か月とは申請日より前の3か月となります (以下同じ) (例: 5月に申請する場合, 証明日が2月1日以降のものであれば可)
6	納税証明書 (国税) (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ・ 法人の場合は様式「その3の3」 ・ 個人業者の場合は様式「その3の2」 ※ 所轄の税務署で取得してください
7	納税証明書 (岡山県税) (写し可)	・ 市内業者 ・ 準市内業者 ・ 岡山県内に本社又は委任先がある市外業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ・ 岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で, 証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」, 申請税目を「県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの ※ 所轄の県民局で取得してください
8	滞納無証明書 (岡山市税) (写し可)	・ 市内業者 ・ 準市内業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・ 準市内業者の方は, 委任先等 (市内の支店又は営業所等) の内容で取得したもの ※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください
9	滞納無証明書 (代表者の岡山市税) (写し可)	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合	・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください ※ 個人業者で「No. 8 滞納無証明書 (岡山市税)」と同じ内容となる場合は, 提出不要
10	【市内業者のみ】 社会保険料納入証明書 (社会保険料) (写し可)	・ 法人の市内業者 ・ 職員数5人以上の市内個人業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ・ 指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの ※ 所轄の年金事務所で取得してください (原則郵送による申請をお願いします) ※ 社会保険の適用を除外されている方は, 指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの出書」を提出 (部門別提出書類一覧を参照)
11	商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (写し可)	法人	・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください ※ 登記情報提供サービス (PDF形式) で出力した登記情報は不可
12	住民票 (写し可)	個人業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 代表者について, 住民登録のある市町村で取得してください ※ マイナンバーの記載は必要ありません 記載されている住民票を取得した場合は, マイナンバーの箇所をマスキングして写しを提出してください
13	身分証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ※ 代表者について, 本籍地の市町村で取得してください
14	登記されていないことの証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの (注) ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの ※ 代表者について, 法務局で取得してください ※ 証明内容の記入誤りが多く見られます。住所等の番地等が一部違っていても再提出になりますので, 証明書取得時に十分ご注意ください

NO	提出書類	対象	摘要
15	部門別提出書類	全業者 (申請する 部門ごと)	・ 各部門の提出書類については、別紙「部門別提出書類一覧」を参照 ※ 複数の部門を同時に申請する場合は、「建設工事」、「コンサル」、「役務」、「物品」、「食料品」の順番で並べてください
16	その他	該当者のみ	◆ 指定様式「市内業者に準じた取扱いに関する申請書」(原本) 「建設工事」部門を除く準市内業者のうち、本市の取扱基準を満たし、市内業者に準じた取扱いを希望する方のみ提出してください ※ 本申請後も継続を希望する場合は、更新申請とは別に毎年5月下旬頃～6月中旬頃に申請が必要になります ⇒詳細は岡山市HPの「市内業者に準じた取扱い申請について」をご確認ください ◆ 組合員名簿(写し) ※事業協同組合等の場合は提出してください ・ 最新のもの、現在日(令和〇年〇月〇日現在)を入れて提出(様式不問) ・ 事業を営んでいない個人の情報は除いて作成 ※ 申請後に組合員に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください ◆ 債権債務継承書等 (原本) 営業の継承等がある場合等に、必要に応じて各種書類を提出していただくことがありますので、詳細は、契約課にご相談ください

(注)「申請月から3か月」＝申請月より前の3か月 (例：8月申請の場合→5月1日以降のものはすべて可、日にち単位ではありません)

【市内業者等の区分について】

市内業者	建設工事	岡山市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者
	建設工事以外	岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者
準市内業者 (市内扱業者を含む)	建設工事	市内業者以外の者で、岡山市内に建設業の許可を受けた従たる営業所を有する者
	建設工事以外	市内業者以外の者で、岡山市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を岡山市内に有する者
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の者	

※市内扱業者(建設工事を除く)は、準市内業者のうち、本市の取扱基準を満たし、市内業者に準じた取扱いを希望する者
※岡山市内に営業所を有していても、委任先等として岡山市に名簿登録していない場合は市外業者になります

【提出書類の省略について】

申請日現在、今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登録されている方(更新申請中の方を含む)については、次の書類の添付を省略できます

NO	書類	備考
6	納税証明書(国税)	
7	納税証明書(岡山県税)	
9	滞納無証明書(代表者の岡山市税)	
10	社会保険料納入証明書	
11	商業登記事項証明書	
12	住民票	
13	身分証明書	
14	登記されていないことの証明書	
15-①	【部門別提出書類】財務諸表	ただし、「建設工事」に登録されている方が、他部門の新規申請をする場合は必要
15-②	【部門別提出書類】社会保険の適用事業所ではないことの申出書	
16	「市内業者に準じた取扱いに関する申請書」	ただし、「建設工事」に登録されている方が、他部門の新規申請をする場合は必要

※「No.8 滞納無証明書(岡山市税)」は省略できないため、必ず添付してください

なお、更新申請と同時に提出する場合は、それぞれに添付をしてください

8 注意事項

- (1) 市内、準市内業者で「No.8 滞納無証明書(岡山市税)」が提出できない場合は、申請は受理されません。
- (2) 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
消せるボールペン、修正液等は絶対に使用しないでください。また、指定様式は打ち替え等をせず、そのまま使用してください。
- (3) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- (4) 「No.6 国税」、「No.7 岡山県税」、「No.9 代表者の岡山市税」及び「No.10 社会保険料」が完納でない場合は、申立書(1)及び納付状況のわかる書類を提出すれば申請は受理できます。ただし、岡山市指名停止基準に基づき指名留保となり、この期間は入札(見積)に参加できません。
- (5) 有資格者名簿登載期間中に辞退届を提出した者において、辞退前の登載期間を経過していない場合は申請できません。
- (6) 『7 提出書類』以外にも追加資料を求める場合があります。提出できないときは有資格者名簿に登載されない場合があります。
また、有資格者名簿に登載されても、希望業種又は入札(見積)ごとに定める参加要件等によっては入札(見積)に参加できない場合があります。
- (7) 申請書提出後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。(指定様式や添付書類については岡山市ホームページ参照のこと)
- (8) 「建設工事」については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていない者若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった者が、再度有資格者名簿に登載されたときは、岡山市指名停止基準に基づき有資格者名簿登載から5か月間は指名留保となります。この期間は「建設工事」の部門で入札(見積)に参加できません。
- (9) 会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。
- (10) 有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合(LLP)として申請をする場合は、通常の申請と添付書類等が異なるため、事前に契約課までお問い合わせください。

9 その他

有資格者となった場合は、岡山市ホームページに「有資格者名簿登載者としての心得」を掲載していますので必ずご確認ください。
また、更新申請、制度改正及び契約課発注情報等についてはホームページでご案内しておりますので、随時ご確認ください。

岡山市入札参加資格審査 新規申請

申請書預り票（申請者は太枠の中のみ記入・点検して添付してください。）

申請者				申請部門				
所在地				☐ 建設工事 ☐ コンサル				
本社商号又は名称				☐ 役務 ☐ 物品 ☐ 食料品				
代表者職氏名								
預り票の送付先 (FAX番号)								
		自主 点検欄	法人 個人	提出書類		契約課確認欄		備考
				確認	省略			
	1		○ ○	債権者登録申請書	☐	☐	不備	契約締結先、原本のみ
	2		○ ○	新規申請書及び誓約書	☐	☐	不備	原本のみ
	3		○ ○	暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）	☐	☐	不備	原本のみ
	4		○ ○	「使用印鑑届」又は「委任状（兼使用印鑑届）」	☐	☐	不備	原本のみ
	5		○ ○	印鑑証明書	☐	☐	不備	
	6		○ ○	納税証明書（国税）	☐	☐	不備	
	7		○ ○	納税証明書（岡山市税）	☐	☐	不備	
	8		○ ○	滞納無証明書（岡山市税）	☐	☐	不備	
	9		○ ○	滞納無証明書（代表者の岡山市税）	☐	☐	不備	
	10		○ ○	社会保険料納入証明書	☐	☐	不備	市内業者のみ
	11		○ ×	商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	☐	☐	不備	現在事項全部証明書は不可
	12		× ○	住民票	☐	☐	不備	
	13		× ○	身分証明書	☐	☐	不備	
	14		× ○	登記されていないことの証明書	☐	☐	不備	
建設工事 以外	①		○ ○	財務諸表（最新） 法人【貸借対照表、損益計算書】 個人【確定申告書、青色申告決算書又は収支内訳書】	☐	☐	不備	年 月決算
	②		○ ○	社会保険の適用事業所ではないことの申出書	☐	☐	不備	市内業者のみ
建設工事	①		○ ○	建設工事格付調書	☐	☐	不備	
	②		○ ○	「建設業許可通知書」、又は「建設業許可証明（確認）書」	☐	☐	不備	
	③		○ ○	建設業許可申請書等（契約締結先等の許可、名称、所在地のわかるもの）	☐	☐	不備	
	④		○ ○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新の通知）	☐	☐	不備	年 月決算
	④		○ ○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（1期前の通知）	☐	☐	不備	年 月決算
	④		○ ○	【経審の表示が「無」の場合のみ】雇用保険加入関係書類	☐	☐	不備	
	④		○ ○	【経審の表示が「無」の場合のみ】健康保険及び厚生年金保険加入関係書類	☐	☐	不備	
	⑤		○ ○	登録営業所報告カード	☐	☐	不備	
	⑥		○ ○	I S O登録証	☐	☐	不備	
	⑦		○ ○	岡山市グリーンカンパニー活動認定・登録証等	☐	☐	不備	
	⑧		○ ○	建設業労働災害防止協会加入証明書	☐	☐	不備	
	⑨		○ ○	災害時防災協力に関する協定団体への加入証明書	☐	☐	不備	
	⑩		○ ○	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認定証	☐	☐	不備	
	⑪		○ ○	障害者雇用状況	☐	☐	不備	
	⑫		○ ○	保護観察対象者等の雇用	☐	☐	不備	
	⑬		○ ○	岡山市消防団協力事業所表示証交付書	☐	☐	不備	
⑭		○ ○	岡山市SDGs推進パートナーズ登録証	☐	☐	不備		
⑮		○ ○	管工事・電気工事調書	☐	☐	不備	市内業者のみ	
⑯		○ ○	交通安全施設工事・体育施設工事実績調書、工事経歴書	☐	☐	不備		
コンサル	③		○ ○	希望業種調書（測量、建設コンサルタント業務等）	☐	☐	不備	
	④		○ ○	登録証明（登録証明書、現況報告書）	☐	☐	不備	
	⑤		○ ○	有資格者数一覧	☐	☐	不備	
役務	③		○ ○	希望業種調書（役務）	☐	☐	不備	
	④		○ ○	登録証明（登録証明書、営業許可証明書等）	☐	☐	不備	
物品	③		○ ○	希望業種調書（物品）	☐	☐	不備	
	④		○ ○	登録証明（登録証明書、営業許可証明書等）	☐	☐	不備	
	⑤		○ ○	印刷機械設備等調書	☐	☐	不備	「1印刷」を希望する者のみ
食料品	③		○ ○	希望業種調書（食料品）	☐	☐	不備	
	④		○ ○	登録証明（登録証明書、営業許可証明書等）	☐	☐	不備	
その他	16		○ ○	【原本】市内業者に準じた取扱いに関する申請書	☐	☐	不備	該当者のみ
	17		○ ×	組合員名簿	☐	☐	不備	該当者のみ
	18		○ ○	その他書類（ ）	☐	☐	不備	該当者のみ

以下契約課記入欄

上記のうち不備書類を至急提出してください。不備書類を提出の際には、この預り票のコピーを添付して郵送するか、ご持参ください。

【提出期限】 令和 年 月 日（必着） ●この日までに契約課で確認できない場合は不受理となります。

【提出先】 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課 管理係
TEL (086) 803-1194 FAX (086) 803-1736

契約課受理欄

有資格者となった場合の、名簿登載期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月末
(有資格者となった場合の、次回更新期限月 令和 年 月) ※

※有資格者の名簿登載期間の継続を希望する場合は、上記更新期限月に更新申請(毎年)が必要です。

更新申請の受付期間・・・更新期限月の1日～20日(土日祝日を除く。)

・建設工事については、有資格者名簿に初めて登載されたとき又は、12か月以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった方若しくは辞退の届出により有資格者名簿に登載されなくなった方が再度有資格者名簿に登載されたときは、有資格者名簿登載から5か月間指名留保となります。

債権者番号 名簿登載者以外 名簿登載者 建設工事 コンサル 役務 物品・食料品 小修繕	担 当 課 (Tel:)	会 計 課 使 用 欄		
	課 名	入力者	確定者	確認者
1. 下記の口座は、債権者が保有する口座に相違ないことを確認しました。 2. 債権者の申し出により、証拠書類添付の上、変更の申請をします。				
課長 印				

債権者登録申請書

岡 山 市 長 様

新規・変更 (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)				
旧社名・支店名 ()				
該 当 分 類	☐ 有資格者名簿登載者以外 有資格者名簿登載者 ☐ 役務 ☐ 小修繕業者名簿 * 複数に該当する場合は、 ☐ 建設工事 ☐ 物品 (原材料) ☐ 特定調達名簿 複数にチェックしてください。 ☐ 測量、建設コンサルタント業務等 ☐ 食料品 ☐ 障害者優先調達名簿			
住 所	〒		電話番号	
社 名 ま・支 は店 個人・ 名 団 体 名	(フリガナ)			代表者印または署名 ※個人の場合は個人印または署名
	(生年月日:) ※生年月日は、源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。			
代 表 者	肩書		代表者名	

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださるよう依頼します。

申 請 者 振 込 口 座	銀行・金庫 店 所 ☐ 普通 ☐ 当座		口座 番号	
	組合・農協			
通 帳 名 義	フリガナ (フリガナを必ずつけてください)			

※下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工 事 前 金 払 口 座	銀行・金庫 店 所 普 通		口座 番号	
	組合・農協			
通 帳 名 義	フリガナ (フリガナを必ずつけてください)			
※西日本建設業保証㈱等への届出口座を記入してください。				

記入上の注意

- (1) 「代表者印または署名」欄に、本人が氏名(姓・名)を署名(手書き)した場合は押印不要です。法人又は団体の場合は代表者名(姓・名)を代表者が自署するか、代表者印を押印してください。
- (2) 訂正する場合は以下のとおりとしてください。修正液、捨印での訂正はできません。
 - ① 「代表者印または署名」欄に 押印 した場合は、二本線で消した上に同じ印判を押印してください。
 - ② 「代表者印または署名」欄に 署名 した場合は、二本線で消したそばに署名してください。
- (3) 申請書は原則として、各担当課へ提出してください。
- (4) 有資格者名簿登載者で岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。

【新規・変更】新規または変更のどちらかを囲ってください。

変更の場合は、括弧内の変更箇所を囲ってください。

社名、支店名の変更の場合は必ず「旧社名・支店名」の欄に変更前の社名または支店名を記入してください。

出により、郵便書類添付の上、

記入例
(法人・団体の場合)

【該当分類】有資格者名簿登載者の方は、該当する部門すべてにチェックしてください。

【住所】郵便番号、電話番号はハイフン付きで記入してください。
住所は都道府県名から記入してください。

【社名・支店名・団体名または個人名】
【代表者】
本社のみの登録の場合は、本社の内容を記入してください。
岡山市との契約等に係る権限を委任する場合は、委任先の内容を記入してください。
※生年月日は記入不要です。

【代表者印または署名】有資格者名簿登載者の方は、使用印鑑届に押印した「実印」または「使用印」または「代表者が手書きで署名（フルネーム）」してください。

【申請者振込口座】岡山市からの支払いを振り込む口座を記入してください。
口座種別（普通・当座）も必ずチェックしてください（※貯蓄預金口座は振込できません）。

【工事前金払口座】建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ、西日本建設業保証(株)等への届出口座を記入してください。

岡山市長様

課長

債権者登録申請書

新規・変更 (社名 支店名 住所 代表者 肩書 電話番号 振込口座 工事前金払口座)

旧社名・支店名

該当分類

☐ 有資格者名簿登載者以外有資格者名簿登載者 ☐ 役務 ☐ 小修繕業者名簿

* 複数に該当する場合は、☐ 建設工事 ☐ 物品（原材料） ☐ 特定調達名簿

☐ 複数にチェックしてください。 ☐ 測量、建設コンサルの業務等 ☐ 食料品 ☐ 障害者優先調達名簿

〒700-0000 電話番号 086-000-0000

住所 岡山県岡山市北区〇〇一丁目〇-〇

社名・支店名または個人名 (フリガナ) マルマルオカヤマ 代表者印または署名 市個人の場合は個人印または署名

株式会社 〇〇岡山 会計 〇男

(生年月日) (源泉徴収票の発行に必要な場合に記入してください。)

代表者 肩書 代表取締役 代表者名 会計 〇男

岡山市からの支払金は下記の口座に振り込みくださるよう依頼します。

申請者振込口座

●●銀行 銀行・金庫 組合・農協 ▲▼支店 店所 ☒ 普通 ☐ 当座 口座番号 0123456

フリガナ（フリガナを必ずつけてください）
カ）マルマルオカヤマ

株式会社 〇〇岡山

※下記は、建設工事またはコンサルの有資格者名簿登載者で、前金払口座を登録する場合のみ記入してください。

工事前金払口座

銀行・金庫 店所 普通 口座番号

組合・農協

フリガナ（フリガナを必ずつけてください）

※西日本建設業保証(株)等への届出口座を記入してください。

【※注意※】

変更申請の場合、変更箇所だけではなく、変更がない箇所も記入してください。

・例えば、変更箇所が代表者名の変更の場合、「住所」、「電話番号」、「社名」、「代表者印または署名」、「肩書」、「申請者振込口座」の内容に変更がない場合でも、必ず現在登録してある内容を記入してください。

・建設工事やコンサルの業者の方で、工事前金払口座を登録されている場合は、口座内容に変更がない場合も必ず記入してください。

岡山市競争入札参加資格審査

【令和8年用】 新規申請書及び誓約書

岡山市長 様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する入札又は見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した岡山市競争入札参加資格審査新規申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 入札，見積り，契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん，関係法規を遵守し，信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 受託業務に関し個人情報等を扱うときは，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき機密保持，事故防止等に努めます。

※申請期間内の日付を記入してください。

(提出日) 令和 8 年 月 日

申請者 (本 社)	フリガナ			(実印)
	商号又は名称			
	代表者職氏名	職名	氏名	
	所在地	〒	—	
	※1			
	電話番号	F A X 番号		
	職員数（組織全体）※2	人（うち障害者数	人）	
創業年月日（事業を開始した日） 年 月 日（個人業者のみ）				
消費税届 ☐ 課税事業者 ☐ 免税事業者				

※1 法人は商業登記上の本店所在地，個人業者は店舗等の所在地
(ただし，「建設工事」に申請する場合又は既に登録がある場合は，建設業許可上の主たる営業所の所在地)
※2 職員数は申請月の1日現在の人数（パート，アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除く）

部門		工事	コンサル	役務	物品	食料品
申請内訳	今回申請する。	☐	☐	☐	☐	☐
	既に有資格者である。	☐	☐	☐	☐	☐
委任の有無 (委任する部門全てにチェックし，委任先職員数を記入)	委任する	☐	☐	☐	☐	☐
	委任先職員数					

申請日現在，右記の名簿に登録（登録）されている場合はチェックしてください。	☐ 特定調達名簿	☐ 小修繕業者名簿
---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

この申請の担当者	フリガナ 氏名	連絡先電話番号
----------	------------	---------

[契約課受付欄]		受付	書類確認	入力	入力確認	受付印	
既に登録あり (現在登録・抹消)		建設工事 ・ コンサル ・ 役務 ・ 物品 ・ 食料品 W T O ・ 小修繕 ※停止又は留保・・・無 ・ 有 ※抹消の場合・・・H・R 年 月対象で未更新					
受付番号		次回更新期限月	令和	年	月 日		

岡山市競争入札参加資格審査

【令和8年用】新規申請書及び誓約書

記入例

岡山市長 様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する入札又は見積りに参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した岡山市競争入札参加資格審査新規申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

会社名・代表者職名・氏名のフリガナをすべて記入してください。

※入りきらない場合は、「株式会社」「代表取締役」等の一般的な名称のフリガナは省いていただいてもかまいません。

提出日はもちろん、関係法規を遵守

提出日を記入してください。

内の日付を記入してください。

(提出日) 令和 8 年 5 月 8 日

申請者 (本社)	フリガナ	カ) オカヤマモモ ダイヒョウトリシマリヤク オカヤマモモタロウ	
	商号又は名称	株式会社 オカヤマMOMO	
	代表者職氏名		
	職名	氏名	
	代表取締役	岡山 桃太郎	
	所在地 〒 700-8544		
	※1	岡山市北区大供一丁目1番1号	
	いない場合は「0」を記入してください。		
電話番号	086-803-1194	FAX番号	086-803-1736
職員数(組織全体) ※2	560 人	(うち障害者数	5 人)
※実人数を記載してください。			
創業年月日(事業を開始した日)		年	月
日 (個人業者のみ)			
消費税込	☒	課税事業者	☐
		免税事業者	☐



(実印)

法人は記入の必要はありません。
(登記簿で確認いたします。)

部門によって委任先を設定する場合は、
委任先の人数を必ず記入してください。

部門		工事	コンサル	役務	物品	食料品
申請内訳	今回申請する。	☒	☐	☐	☐	☐
	既に有資格者である。	☐	☒	☒	☒	☐
委任の有無 (委任する部門全てにチェックし、委任先職員数を記入)	委任する	☐	☐	☒	☒	☐
	委任先職員数			15	15	

申請日現在、右記の名簿に登録(登録)されている場合はチェックしてください。	☐ 特定調達名簿	☐ 小修繕業者名簿
---------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

この申請の担当者	フリガナ	オカヤマ ハナコ	連絡先電話番号	086-803-1194
	氏名	岡山 花子	〇〇部	

すでにいずれかの名簿に登録されている場合はチェックしてください。
(※有資格者名簿と両方に載ることはできません。
有資格者名簿の登録と同時に、右記の名簿からは削除されます。)

受付後に不備がわかった場合や書類の内容について問合せをする場合、こちらに記入いただいた担当の方あてに行います。
書類について内容がわかる方を記入してください。

確認

・コフ

・小修

は留保・・・無・・・有

場合・・・H・R

更新期限月

令和

年

月

日

対象で未更新

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
 - 法人である場合 代表者及び役員
 - 個人事業主である場合 代表者
- 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とすること。

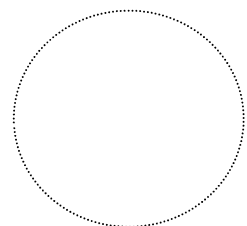
令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



（実印）

使用印鑑届

令和 年 月 日

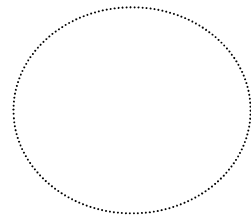
岡山市長 様

〒 ー

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

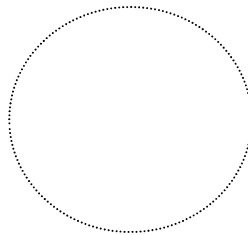


実 印

下記の印鑑は入札，見積りへの参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領のために
使用しますのでお届けします。

記

【該当部門】 ☐ 建設工事 ☐ コンサル ☐ 役務 ☐ 物品(原材料) ☐ 食料品
☐ 特定調達名簿 ☐ 小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は，代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

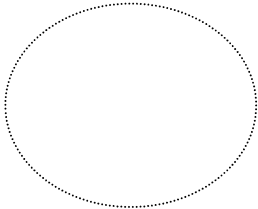
岡山市長 様

〒

本 社 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名



実 印

岡山市との取引に係る権限を，次回変更届が受付されるまで，次のとおり委任します。
また，下記受任者印を入札，見積りへの参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領の
ために使用しますのでお届けします。

記

- 【該当部門】 ☐ 建設工事 ☐ コンサル ☐ 役務 ☐ 物品(原材料) ☐ 食料品
☐ 特定調達名簿 ☐ 小修繕業者名簿

〒□□□-□□□□

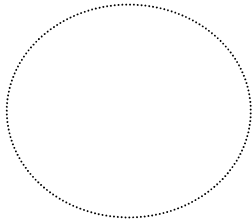
1 委任先所在地

2 委任先名称

3 受任者職氏名

4 委任先電話番号 () -

5 委任先FAX番号 () -



受任者印 ※
(使用印)

6 委任事項

	・建設工事 ・コンサル ・役務 ・特定調達	・物 品 ・食料品 ・小修繕	
1	○	○	入札（見積）に参加する権限
2	○	○	入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限
3	○	○	契約を締結する権限
4	○	○	代金の請求及び受領の権限
5	○		共同企業体に関する一切の権限
6	○	○	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 使用印は，代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

社会保険料納入証明書について

提出書類	対象者	取得方法等
社会保険料 納入証明書	市内業者のうち ■法人 ■職員数5人以上の個人業者	○ 別紙様式「社会保険料納入証明申請書」に必要事項（事業所整理記号及び番号は必ず記載してください。）を記入し、所管の年金事務所へご提出ください。（1部） ○ 年金事務所より、「社会保険料納入証明書」（以下「納入証明書」という）が発行されますので、原本又は写しを入札参加資格申請書に添付してください。 ○ 申請月から3か月以内に取得したものが有効となります。（資格の再取得（復活）を希望する場合においても提出する月から3か月以内） ○ 納入証明書の住所が、入札参加資格申請の所在地と異なるときは、以下の書類をいずれか1点添付してください。（住所が確認できる部分の写し） ・ 事業所あての公共料金請求書又は領収書の写し ・ 事業所名義で契約した賃貸契約書の写し ○ 対象者が岡山県外の年金事務所に社会保険料を納入している場合、別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」、「社会保険料納入証明申請書」を参考に取得してください。

対象期間	発行日の属する月の25か月前の月分から発行日において既に納期が経過した月分までの23か月 (年金事務所が電算証明で対応できる全期間)
------	---

※申請書に期間を記入する必要はありません。年金事務所にて必要な期間を証明していただけます。

申請月ごとの対象期間については別紙「社会保険料納入証明書有効期間早見表」を参照ください。

注意事項

- (1) 社会保険料とは、「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「子ども・子育て拠出金」をいいます。
- (2) 「強制適用事業所」にもかかわらず社会保険に加入していない場合は、加入したうえで、適用通知書の写しを提出してください。
- (3) 個人事業者の方で、強制適用事業所に該当しない場合は、納入証明書を提出する必要はありませんが、「任意適用事業所」の場合は提出してください。
- (4) 納入証明書の請求及び「強制適用事業所」、「任意適用事業所」に該当するかどうか等についてのお問い合わせは、所管の年金事務所へお願いします。
- (5) 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。
年金事務所窓口にて申請を行った場合も、原則郵送による交付となります。
(「社会保険料納入証明書」の交付には2～3営業日程度かかりますので、余裕をもって申請してください。)
申請を委任される場合で、受任者あての返送を希望される際は、送付先が確認できる書類（行政書士証票の写し等）を添付してください。
お急ぎ等の理由で、郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納付証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
事業主以外の方が申請の場合は、委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
不明点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。
岡山西年金事務所 電話（086）－214－2163 岡山東年金事務所 電話（086）－270－7925
※両事務所とも音声案内が流れますので④番を押してください。
- (6) 審査時に疑義が生じた場合、追加書類の提出及び関係機関に問い合わせることがあります。

<参考>

1 「強制適用事業所」とは、次のア又はイに該当する事業所です。

ア 次の事業を行い、常時5人以上の従業員が働いている事務所、工場、商店の個人事業所

a 製造業 b 土木建築業 c 鉱業 d 電気ガス事業 e 運送業 f 清掃業 g 貨物積卸業
h 物品販売業 i 金融保険業 j 保管賃貸業 k 媒介周旋業 l 集金案内広告業
m 教育研究調査業 n 医療保健業 o 通信報道業 p 社会福祉更生保護業

イ 法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用するもの

2 「任意適用事業所」とは、上記の適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険等の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた事業所です。

【令和8年用】

社会保険料納入証明書有効期間早見表（新規申請用）

早見表の見方については下記の例を参考にしてください。

① 申請月ごとの有効な証明書発行日（証明日）

申請月		有効な証明書発行日		
令和8年	2月	令和7年11月1日	～	令和8年2月28日
	5月	令和8年2月1日	～	令和8年5月31日
	8月	令和8年5月1日	～	令和8年8月31日
	11月	令和8年8月1日	～	令和8年11月30日

② 発行月ごとの証明対象期間

証明書発行月		証明対象期間		
7令和	11月	令和5年10月	～	令和7年8月
	12月	令和5年11月	～	令和7年9月
令和8年	1月	令和5年12月	～	令和7年10月
	2月	令和6年1月	～	令和7年11月
	3月	令和6年2月	～	令和7年12月
	4月	令和6年3月	～	令和8年1月
	5月	令和6年4月	～	令和8年2月
	6月	令和6年5月	～	令和8年3月
	7月	令和6年6月	～	令和8年4月
	8月	令和6年7月	～	令和8年5月
	9月	令和6年8月	～	令和8年6月
	10月	令和6年9月	～	令和8年7月
	11月	令和6年10月	～	令和8年8月

例

令和8年2月に新規申請を行う場合
表の①，②を順番に確認します。

- ① 申請月ごとの有効な証明書発行日（証明日）の令和8年2月の行を確認
有効な証明書発行日は令和7年11月1日～令和8年2月28日となっており，
その期間の発行日（証明日）であれば有効です。
- ② 発行月ごとの証明対象期間を確認
有効な証明書の発行月は令和7年11月，12月，令和8年1月，2月のためその行を確認します。
2月に社会保険料納入証明書を取得する場合，令和6年1月から令和7年11月の証明を
してもらうことになります。

※市の「社会保険料納入証明申請書」に必要事項を記入したものを年金事務所へ提出してください。
年金事務所で②の表に対応した期間を証明していただけます。

社会保険料納入証明申請書

※以下の太枠内に記入してください。

1 申請者

①事業所整理記号	②事業所番号

2 証明書の請求枚数

枚

3 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分
発行日の属する月の25か月前の月分から発行日において既に納期が経過した月分までの23か月	一括用のみ	延滞金含む

岡山市競争入札参加資格審査申請書に添付するため、上記の期間について、
納入証明書を発行願います。

令和 年 月 日

備考欄

申請者欄

〒 ー

事業所所在地

事業所名称

事業主職氏名

電話番号

委任欄（※事業主以外の方が申請・受領する場合は、委任欄への記入が必要です。）

私，上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係

【注意事項】

- 1. 年金事務所への申請は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、原則郵送による申請をお願いします。
申請後、「社会保険料納入証明書」は原則として年金事務所へ届出をされている所在地へ郵送されます。
- 2. 「社会保険料納入証明書」の交付には2～3営業日程度日数がかかります。余裕をもって申請してください。
- 3. 郵送ではなく、事業主が年金事務所の窓口で「社会保険料納入証明書」の交付を希望される場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。事業主以外の方は委任欄に記入の上、受任者の写真付き身分証明書（運転免許証等）をお持ちください。
- 4. 不明な点がございましたら、所管の年金事務所へご確認ください。

届出コード	届書	決裁	年	月	日
6	8	0	所長	副所長	課長
					担当者

※業務使用欄
記入しないでください

社会保険の適用事業所ではない ことの申出書

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

〒 -

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり、社会保険の適用事業所ではないことを申し出ます。
なお、この申出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

理 由	☐ 事 業 開 始 時 か ら	※いつの時点から適用事業所ではないか記入してください。
	☐ 年 月 日 か ら	
	以上の理由により、現在は社会保険の適用事業所ではありません。	
令和 年 月 日 , 関係機関（ ） ,		
担当者（ ）氏に上記内容について確認しました。		

- 注）1 この申出書は、市内業者のうち、法人及び職員数5人以上の個人業者の方で、健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出してください。
- 2 審査時に疑義が生じた場合、関係機関への問い合わせや、追加書類の提出を求めることがあります。

部門別提出書類一覧（測量、建設コンサルタント業務等）

No.	提出書類	対象	摘要
①	財務諸表 (写し)	全業者	・直前の決算期のもの ただし、会社合併等の組織変更があった場合は、直前の決算期以外のものを求めることがあります ・法人の場合は、「貸借対照表」及び「損益計算書」（法人名が記載されているもの） ・個人業者で青色申告の場合は、「所得税の確定申告書（控）」及び「青色申告決算書」 ・個人業者で白色申告の場合は、「所得税の確定申告書（控）」及び「収支内訳書」 ・マイナンバーが記載されているものは提出しないでください ※「役務」、「物品」又は「食料品」のいずれかと同時に新規申請する場合は、1通でかまいません
②	社会保険の適用事業所ではないことの申出書 (原本又は写し)	・法人の市内業者 ・職員数5人以上の市内個人業者 ※上記のうち該当者のみ	・左記対象者のうち、健康保険又は厚生年金保険の加入義務がない方のみ提出 ・指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」に加入義務がない（適用を除外されている）理由を記入
③	希望業種調書 (測量、建設コンサルタント業務等) (原本又は写し)	全業者	・指定様式「希望業種調書（測量、建設コンサルタント業務等）」に必要事項を記入 ※別表「測量、建設コンサルタント業務等」の業種分類の各業種の業務例を参考に記入してください
④	登録証明 (登録証明書、現況報告書) (写し)	該当者のみ	※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は、継続して希望できません なお、有効期間を更新中の場合は、更新手続き中であることがわかる書類の提出が必要 ■「測量」を希望している場合 ・測量業登録証明書（申請月から3か月以内に取得したもの） ※ 委任先がある場合は、登録証明書に加えて、委任先の名称、所在地が確認できる次のものを提出 ・最新の測量業者登録申請書別表第十一（第十二条関係）、別紙があればその別紙 ・上記で確認できない場合、測量業者変更登録申請書別表第十四（第十五条関係）等 ■「建築関係建設コンサルタント」の建築一般を希望している場合 ・建築士事務所登録証明書（申請月から3か月以内に取得したもの） ※ 委任先がある場合は、委任先の建築士事務所登録証明書を提出（本社のものは不要） ■「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」及び「補償コンサルタント業務」を希望し、それぞれの登録規程に基づき国土交通省へ登録している場合 ・最新の現況報告書（確認印のあるもの及び登録している部門のわかる部分 ただし、財務諸表部分は不要）
⑤	有資格者数一覧 (原本又は写し)	全業者	・指定様式「有資格者数一覧」に、申請月1日における組織全体の延べ人数を記入 ※ 発注の際に参考にする場合があります ※ 事業協同組合の場合、構成員に所属する技術者でも構いません

※ 申請日現在において、すでに「役務」、「物品」又は「食料品」の本市有資格者名簿に登録されている場合は、「①財務諸表」及び「②社会保険の適用事業所ではないことの申出書」は省略できます。

注意事項

- 書類の不備、不足等がある場合は、申請の不受理又は希望業種の登録ができない場合があります。
- 登録後の希望業種の追加については、更新申請時に希望業種変更の手続きをしてください。
また、本市へ登録後に希望業種の国土交通省登録の有無に変更が生じた場合又は希望業種を廃業した場合は、変更届により早急に変更の手続きをしてください。
- 契約課が公告する競争入札案件は、原則として「岡山県電子入札共同利用システム」を利用した電子入札となり、別途手続きが必要です。

■手続きや利用に関する問合せ先 岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話 0120-432-198

※詳細は、「岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト（はじめてご利用される方へ）」をご覧ください。

（ <https://www.e-okayama.t-elbs.jp/> ）

別表「測量，建設コンサルタント業務等」の業種分類

業種	業種細区分	業務例
(大分類)	(小分類)	
土木関係建設 コンサルタント業務	河川，砂防及び海岸・海洋	治水利水計画，砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
	港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	電源開発計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム，水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路	道路計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
	鉄道	鉄道計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
	下水道	下水道計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
	農業土木	かんがい排水，農地整備，農地保全等の計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	森林土木	治山，林道，森林環境保全等の計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
	廃棄物	廃棄物処理計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理に関する工事の設計若しくは監理
	造園	公園緑地計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	都市計画及び地方計画	都市計画又は地方計画に関する調査，企画，立案，環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	地質	事業別の部門に係る地質に関する調査，企画，立案若しくは助言
	土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画，立案若しくは助言，事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鋼構造，鉄筋コンクリート構造，コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査，企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査，企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	施工計画，施工設備及び積算	事業別の部門の工事実施に関する調査，企画，立案若しくは助言，工事実施の監理又は工事実施のための調査，設計，積算若しくは建設マネジメント
	建設環境	上記「上水道及び工業用水道」から「廃棄物」を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査，企画，立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
	機械	事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査，設計若しくは監理
	電気電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査，企画，立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
測 量	測量一般	測量（地図の調製又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）
	地図の調製	測量の成果を用いて行う地図の作成
	航空測量	航空機等を使用して空中から行う測量

業種	業種細区分	業務例
(大分類)	(小分類)	
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般	建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理（建築物の設計又は建築工事の監理を含む。）
	意匠	建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計
	構造	建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計
	暖冷房	建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	電気	建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
	建築積算	建築工事に関する積算
	機械設備積算	建築工事に係る機械設備に関する積算
	電気設備積算	建築工事に係る電気設備に関する積算
	調査	上記以外の建築工事に関する調査
地質調査業務	地質調査	土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務
補償関係 コンサルタント業務	土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等
	土地評価	① 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定 ② 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定
	物件	① 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定 ② 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定
	機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定
	営業補償・特殊補償	① 営業補償に関する調査及び補償金算定 ② 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定
	事業損失	事業損失（事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等）に関する調査及び費用負担の算定
	補償関連	① 意向調査（事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。）、生活再建調査（公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。）その他これらに関する調査 ② 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整 ③ 事業認定申請図書（起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料及び協議の完了に伴う本申請図書等）の作成
	総合補償	① 公共用地取得計画図書の作成 ② 公共用地取得に関する工程管理業務 ③ 関係住民等に対する補償方針の説明及び公共用地交渉業務

希望業種調書（測量，建設コンサルタント業務等）

下記のとおり希望します。

本社商号又は名称

※ 登録後の希望業種の追加については，更新申請において希望業種変更の手続きをしてください。
また，本市へ登録後に希望業種の国土交通省登録の有無に変更が生じた場合又は希望業種を廃業した場合は，
変更届等により変更の手続きをしてください。

【希望業種】 ※希望するものを変更分を含めてすべて記入してください。

業種（大分類）	業種細区分（小分類）	希望	備考
測量	測量一般		○契約締結先が測量業者登録を行っている場合のみ希望可 希望する業種細区分に「1」を記入（「2」での登録不可）
	地図の調製		
	航空測量		
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般		○「建築一般」 契約締結先が建築士事務所登録を行っている場合のみ希望可 「1」を記入（「2」での登録不可） ○「建築一般」以外の業務 希望する業種細区分に「2」を記入（「1」での登録なし）
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械設備積算		
	電気設備積算		
	調査		

（次ページへつづく）

業種（大分類）	業種細区分（小分類）	希望	備考
土木関係建設 コンサルタント業務	河川，砂防及び海岸・海洋		○希望する業種細区分が国土交通省 の登録を受けている場合は「1」 を記入
	港湾及び空港		
	電力土木		○登録を受けていないが希望する場 合は「2」を記入
	道路		
	鉄道		※ 希望する業種細区分について， 岡山市へ登録後に、国土交通省登録の 削除による変更があった場合 （「1」→「2」，「1」→なし） は、遅滞なく変更届を提出して ください。 様式：岡山市競争入札参加資格審査 申請書変更届
	上水道及び工業用水道		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	水産土木		
	廃棄物		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画，施工設備及び積算		
	建設環境		
	機械		
	電気電子		
地質調査業務	地質調査		
補償関係コン サルタント業 務	土地調査		
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		
	総合補償		

有資格者数一覧

(令和8年

月1日現在)

※申請月の1日現在

本社商号又は名称

※単位：人

【土木関係建設コンサルタント】

技術士

技術部門	人数
機械部門	
電気電子部門	
建設部門	
上下水道部門	
衛生工学部門	
農業部門	
森林部門	
水産部門	
応用理学部門	
総合技術監理部門	

RCCM

登録部門	人数
河川，砂防及び海岸・海洋	
港湾及び空港	
電力土木	
道路	
鉄道	
上水道及び工業用水道	
下水道	
農業土木	
森林土木	
造園	
都市計画及び地方計画	
地質	
土質及び基礎	
鋼構造及びコンクリート	
トンネル	
施工計画，施工設備及び積算	
建設環境	
機械	
水産土木	
電気電子	
廃棄物	
建設情報	

【補償関連業務管理士】

業務区分	人数
土地調査	
土地評価	
物件	
機械工作物	
営業補償・特殊補償	
事業損失	
補償関連	
総合補償	

【その他の有資格者】

区 分	人数
測量士	
1級建築士	
2級建築士	
建築設備士	
建築積算資格者	
地質調査技士	
不動産鑑定士	
土地区画整理士	
土地家屋調査士	
司法書士	
1級土木施工管理技士	
第1種電気主任技術者	
第1種伝送交換主任技術者	
線路主任技術者	
環境計量士（濃度関係）（騒音・振動関係）	

※組織全体の延べ人数を記入してください。

※本表は，発注の際に参考にさせていただくことがあります。